

明石市における

犯罪被害者支援に関する取り組み



犯罪被害者支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

「支える手 寄り添う心 あなたから」

## — 目次 —

- 神戸新聞 平成 25 年 5 月 24 日 (金)  
神戸連続児童殺傷 男児殺害から 16 年 少年法厳罰化に賛否
- 神戸新聞 平成 25 年 7 月 24 日 (水)  
明石市 犯罪被害賠償立て替え 条例改正へ 遺族らに最大 300 万円
- 日経新聞 平成 25 年 7 月 24 日 (水)  
犯罪被害、賠償立て替え 兵庫・明石市 300 万円上限、制度検討
- 産経新聞 平成 25 年 7 月 25 日 (木)  
犯罪被害者賠償金 明石市、立て替えへ
- 神戸新聞 平成 25 年 7 月 31 日 (水)  
市の犯罪被害者等支援条例 大幅改正へ 裁判時の保育費助成も
- 毎日新聞 平成 25 年 9 月 14 日 (土)  
犯罪賠償 市が立て替え 明石 被害者支援へ条例改正案
- 神戸新聞 平成 25 年 9 月 14 日 (土)  
犯罪被害者等支援条例 重度障害者も対象に 改正骨子案
- 読売新聞 平成 25 年 9 月 15 日 (日)  
犯罪賠償 立て替え制度 被害者支援で明石市
- 毎日新聞 平成 25 年 10 月 22 日 (火)  
犯罪被害者の負担軽減 明石市「条例」改正案骨子

○ 読売新聞 平成 25 年 11 月 26 日 (火)

犯罪賠償 市が立て替え 明石 被害者支援条例 改正案

○ 神戸新聞 平成 25 年 11 月 26 日 (火)

犯罪被害者支援条例 市、12 月議会に改正案 未払い賠償金立て替え

○ 神戸新聞 平成 25 年 12 月 14 日 (土)

犯罪被害者支援条例改正案 市、「国と協議」強調

○ 神戸新聞 平成 25 年 12 月 20 日 (金)

犯罪被害者支援 300 万円賠償立て替え 全国初、来春施行へ

○ 朝日新聞 平成 25 年 12 月 20 日 (金)

犯罪賠償 市が立て替え 明石市 300 万円上限被害者支援

○ 産経新聞 平成 25 年 12 月 20 日 (金)

犯罪賠償金立て替え 明石市支援条例 上限 300 万円

○ 日経新聞 平成 25 年 12 月 20 日 (金)

犯罪被害者への賠償金立て替え 明石市が条例改正

○ 朝日新聞 平成 25 年 12 月 21 日 (土)

明石 犯罪賠償立て替え条例 「全国標準にして」

○ 読売新聞 平成 25 年 12 月 21 日 (土)

賠償金立て替え制度成立 明石、来春から 犯罪被害者遺族ら歓迎

○ 毎日新聞 平成 25 年 12 月 21 日 (土)

犯罪被害者支援条例改正案を可決

損賠金を立て替え 明石市、自治体で全国初

○ 神戸新聞 平成 25 年 12 月 21 日 (土)

市犯罪被害者支援条例改正 「生活再建の糧に」

○ 産経新聞 平成 25 年 12 月 21 日 (土)

明石市 犯罪被害者支援条例の改正案 「全国標準になってほしい」

○ 自治日報 平成 26 年 1 月 17 日 (金)

犯罪被害 市が賠償立替え 全国初の条例が成立 明石市

○ 全国被害者ネットワーク『被害者支援ニュース』 平成 26 年 3 月 17 日 (月)

地方自治体の犯罪被害者支援条例に期待する ～その現状と課題～



神戸連続児童殺傷事件以降、少年法は刑事処分の対象年齢の引き下げなど「厳罰化」の流れをたどってきた。今年に入って再び見直しの動きが活発化しており、月には法相の諮問機関である法

制審議会が、有期刑(懲役・禁錮)の上限を15年から20年に引き上げることを盛り込んだ改正要綱を案出。少年の更生に携わる専門家からは厳罰化は犯罪の抑止につながらない」と反対の声が上がると、被償者遺族らは「犯した罪にあった適正な刑を受けるべきだ」と強く訴える。

(26面参照)

神戸連続児童殺傷事件  
男児殺害から16年

# 少年法厳罰化に賛否

「少年法は狭い範囲の不定期刑しか認めておらず、適切な改正が望まれる」。2011年2月にあった大阪地裁堺支部の裁判員裁判の判決。裁判員らは少年法について改正を促す異例の言及をした。こうした動きも踏まえ、法務省は改正の準備を進めている。

しかし、土師守さんがつくる「全国犯罪被害者の会(あすの会)」は今回の改正要綱について、審判傍聴者の対象拡大や加害少年への質問の許可など、同会が求めて

いた意見が全く盛り込まれておらず「不十分な内容だ」と指摘。来月以降、政府に意見書を提出する方針だ。同会は「被害者参加制度が導入された一般の刑

事裁判とは異なり、少年審判には被害者の権利がまだまだ大きく制限されている。被害者目線に立った改正を求めている。

(前川茂之)

## 専門家 犯罪抑止につながらず 遺族ら 罪にあった適正な刑を

### 土師守さんの手記 (全文)

この5月24日に「輝」の十七回忌を迎えます。16年という期間は非常に長いように思いますが、これほどの年月が経(た)とうと、親としての子どもへの想(おも)い

が変(か)わることはありません。加害男性についての情報は、現在も全く得られていない状況には変わりありません。以前からお話してしま

うように、事件の真の原因に関して、彼自身がきちんと分析した上で、彼自身の言葉で、私たち遺族に説明して欲しいと思っています。そしていつかそのような日が来ることを期待しています。

## 子どもへの想い変わらぬ

「子どものしむらどい」動きが活発化しています。この条例の制定により地方自治体の犯罪被害者に対する対応が大きく改善されるであろうと思

います。今年2月、法制審議会が少年法の改正案を法務大臣に答申しました。少年事件の被害者の大半は、現在の少年法を

被害者にとっては充分満足できる法律であるとは考えていないと思います。昨年、全国犯罪被害者の会(あすの会)として改正少年法3年後見直しに関する意見書を提出しましたが、今回の改正案では、私たちが要望した審判傍聴の対象者の範囲の拡大▽加害少年に対する質問の許可▽社会記録の閲覧の許可▽被害者国選弁護人制度の実現等は全く盛り込まれていませんでした。現在の少年法は、少年犯罪被害者が決して納得できるような法律ではありません。少年法は、現在でも被害者のさらなる犠牲の上に成り立っている法律であることは変わりありません。少しでもその状況が改善されるように、今後も継続的な見直しをして欲しいと思います。

5月24日 土師 守

# 明石市

# 犯罪被害賠償立て替え

## 条例改正へ遺族らに最大300万円

明石市が市犯罪被害者支援条例に、殺人事件などの加害者が裁判などで確定した損害賠償金を被害者側に支払わない場合、300万円を上限に市が立て替えるとする条項を新設する方向で調整を進めていることが分かった。この制度は犯

罪被害者の団体などが国に要望してきたが、全国の自治体での導入事例はない。同市は来年4月からの施行を目指し、12月の市会定例会に条例改正案を提出する方針だ。

同市の犯罪被害者支援条例は2011年4月に施行され、犯罪被害者に最高30万円の支援金を支給することなどを盛り込んでいた。本年度、同市は「よりきめ細やかな支援を行う」として、見直しに着手していた。

同市は5月、犯罪被害者や支援者らに賠償金立て替え制度を盛り込んだ支援をめぐっては08年、

国が犯罪被害給付制度を拡充し、支給最高額を約4千万円まで引き上げた。だが、支給まで時間を要するため、自治体が当座の支援として30万円程度を支給する動きが広がっていた。

民事裁判の賠償金を自治体を立て替える施策は異例だが、同市は「犯罪で家族の命を奪われながら、その賠償が履行されないなどの状況に限った経済的支援であり、市が立て替えることに理解は得られる」としている。

(森本尚樹)

# 犯罪被害、賠償立て替え

## 兵庫・明石市 300万円上限、制度検討

兵庫県明石市が、殺人

事件などの賠償金に加害者側から支払われない場合、300万円を上限に立て替える制度を来年4月に導入する方向で検討していることが24日、市

への取材で分かった。犯罪被害者の団体が国に要望してきたが、導入した自治体はない。

明石市は「対象の重大事件は年1回あるかないか。市民の理解は得られると思う」としている。

すでに施行している犯罪被害者支援条例に新たな条項として盛り込むため、12月議会に条例改正案を提出する方針。

現行条例は、犯罪被害者に対し①30万円までの支援金②50万円まで貸し付け——を規定しているが、さらに支援が必要だとして5月に見直しに着手していた。

明石市によると、対象は犯罪に巻き込まれて死亡したり重い障害が残ったりしたケース。民事裁判で賠償額が確定しても、加害者側から支払いが無い場合、被害者側は市に請求権の一部を譲渡し、市が立て替え払いす

る。市は同額を加害者側に請求する。

明石市は「対象の重大事件は年1回あるかないか。市民の理解は得られると思う」としている。

すでに施行している犯罪被害者支援条例に新たな条項として盛り込むため、12月議会に条例改正案を提出する方針。

現行条例は、犯罪被害者に対し①30万円までの支援金②50万円まで貸し付け——を規定しているが、さらに支援が必要だとして5月に見直しに着手していた。



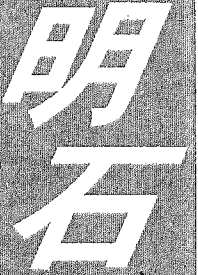
## 犯罪被害者賠償金 明石市、立て替えへ

兵庫県明石市が、殺人事件など重大犯罪の被害者の支援策として、民事裁判の損害賠償金について300万円を上限に立て替える制度を市犯

罪被害者支援条例に盛り込む方向で検討していることが24日、市への取材で分かった。これまで国に犯罪被害者団体が要望してきたが、導入し

た自治体はなく、市は来年4月からの施行を目指す。同市によると、対象は犯罪に巻き込まれて死亡したり重い障害が残ったりしたケース。民

事裁判で賠償額が確定した場合、被害者側が希望すれば、市が請求権の一部の譲渡を受け、立て替えて支払う。市は同額を加害者側に請求する。



掲載写真の焼き増し、記事・紙面のコピーは読者サポートセンターで受け付けています(有料)

■ 明石総局
〒673-0882
明石市相生町2-10-24
TEL:078-912-4343
FAX:078-913-2833
e-mail:akashi@kobe-np.co.jp

■ 本社社会部
〒650-8571
神戸市中央区東川崎町1-5-7
TEL:078-362-7040
FAX:078-360-5501
e-mail:shakaibu@kobe-np.co.jp

読者サポートセンター (月~土)
TEL:078-362-7056 (10:00~17:30)

裁判時の保育費助成も

市は本年度、犯罪被害者やその家族らへの経済的、精神的支援の拡充に向けて、犯罪被害者等支援条例の大幅な改正に乗り出している。市が作成した素案には、全国の自治体で例がない賠償金の立て替え支給のほか、被害者が刑事裁判に向く際の一時保育費用の助成、弁護士や臨床心理士による相談対応などを盛り込んだ。また、取材を受けることや報道されることによる苦痛を「二次的被害」とし、市民や事業者に「配慮」を求めている。(森本尚樹)

取材・報道に「配慮」要請

賠償金の立て替え支給される▽報道機関から取材は、素案では「被害者が死を受けると報道される▽転じた場合に限り」として「居を余儀なくされる」などしたが、その後の議論で、どこによって「正当な理由な重度の障害を負った人など」を受けける経済的損失、精神対象に加えられないか検討的苦痛、心身の変調、ブ討中という。一時保育費用「ライバシーの侵害」と定助成は、三木市や神戸市が議した。

先行して条例化しており、その上で、市民や事業者明石市は今後、助成期間やの責務として「二次的被害回数などの制限について検討する。」

二次的被害は、犯罪による直接的被害に加え、今年4月に施行された神戸市犯罪被害者等支援条例に

9月に市民意見募集

ならつたもので、明石市は「取材・報道を規制しよう」という意図はない」と説明している。市はこの素案を基に、犯罪被害者やその支援者らと計3回の意見交換を通じて調整し、議会への報告をへて9月にパブリックコメント(市民意見募集)を実施する予定。その後、12月定例会に条例改正案を提出し、可決すれば来年4月に施行される。

市の犯罪被害者等支援条例 大幅改正へ

# 犯罪賠償 市が立て替え

## 明石 被害者支援へ条例改正案

兵庫県明石市は13日、犯罪被害者やその遺族に対し、加害者が支払うべき損害賠償金を立て替え払いできる条例改正骨子案を、市議会総務常任委員会に示した。12月議会に提案し、来年4月の施行を目指す。市は「全国初の取り組みではないか」としている。

市によると、被害者に30万円まで支給できる現行の犯罪被害者支援条例を改正。故意の犯罪で死亡したり、重い傷害(労働能力喪失率100%)を負った場合、訴訟などで確定した賠償金(上限300万円)を市が被害者側に立て替え払いできる。市は被害者側から賠償請求権を譲り受け、加害者に同額を請求できる仕組み。

加害者から賠償金が支払われなかったり、加害者に支払い能力がないケースが目立つことから、市が被害者らの意見を聞いて導入を決めた。市は「犯罪被害者になる可能性は誰にでもある。同様の動きが全国に広がってほしい」としている。

【駒崎秀樹】

# 犯罪被害者等支援条例

## 重度障害者も対象に

改正骨子案

市は13日の市会総務常任委員会で、犯罪被害者等支援条例の改正骨子案を明らかにした。殺人事件などの加害者から裁判などで確定した賠償金が支払われない場合、市が300万円を上限に立て替える制度の対象に重度障害者を加えたほか、転居費用の補助制度を新たに盛り込んだ。

(森本尚樹)

### 転居費補助盛り込む

2014年度からの施行を目指して市会12月定例会に条例改正案を提案する。

市は5月にまとめた「優先入居」は不要とされた。市は市民から骨  
改正素案で、立て替え金制度を盛り込んでい  
たが、骨子案では犯罪  
によって極めて重い傷  
を負い、労働能力を完  
全に失った人も対象と  
した。

優先入居は不要とされた。市は市民から骨  
れ、骨子案では削除さ  
子案への意見を募り、

転居費補助は、自宅  
で被害に遭うなどして  
転居を余儀なくされた  
被害者が対象で、金額  
は上限18万円としてい  
る神戸市の要綱などを  
参考にして今後決め  
る。家賃補助は現行  
条例に月額上限3万  
円、6カ月以内とし  
て盛り込まれている。

一方、素案に入っ  
ていた「精神科医による  
診察」と「市営住宅の

# 犯罪賠償立て替え制度

## 300万円上限 来春施行へ 被害者支援で明石市

明石市が市犯罪被害者支援条例に、殺人事件などの加害者が被害者側への損害賠償金を支払えない場合、300万円を上限に立て替える制度を盛り込む方針であることがわかった。犯罪被害者の被害軽減に取り組む条例は全国360以上の自治体で制定されているが、同制度を導入する自治体は全国初といいい、市は来年4月の施行を目指す。(中谷圭佑)

明石市の条例は2011年4月に施行。犯罪被害者に最高30万円の支援金の支給などを定めている。一方、民事訴訟で損害賠償金が確定しても、加害者から支払われないといった被害者や

働けないほどの大きなけがを負ったりした場合に限定。賠償額の確定後、遺族や被害者が市に損害賠償請求権を譲渡し、市が300万円を上限に立て替える。市は支払った金額と同額を加害者側に請求する。

このほか、被害者が裁判のために利用する一時保育の補助や、弁護士との相談体制の充実なども盛り込んだ。市は24日から1か月間、パブリックコメントを募集後、改正案を12月定例市議

会に提案。可決されれば、来年4月から施行する。市市民相談課は「条例改正で犯罪被害者が、より安心して暮らせる街を目指したい」としている。

## 犯罪被害者の負担軽減

### 明石市「条例」改正案骨子 経済的、精神的支援を充実

明石市が来年4月の施行を目指す「市犯罪被害者等の支援に関する条例」改正案の骨子がまとまった。全国初の損害賠償立替金制度のほか、介護や一時保育などの費用も補助し、経済的支援を拡充、精神的なサポートも充実

させ、被害者の負担軽減と回復を図る。市は「被害者の視点に立った支援策を検討した。直面するさまざまな問題に対して改善していきたい」としている。同市は2011年4月、犯罪被害者に30万円まで支給する経済的支援などを盛り込んだ条例を施行した。しかし近年、神戸市や三木市など他の周辺自治体が制定した条例が、より踏み込んだ支援を盛り込んでおり、改正が必要と判断。これまで市が受けた相談内容などを検証し、改正案に取り組んだ。

市が明らかにした条例改正案の骨子によると、犯罪被害で介護が必要となったり親族などの介護ができなくなった際の支援を新たに規定。また被害者が事件の手続きなどで裁判所などへ出向くのに必要な旅費や一時保育、転居を余儀なくされた場合の費用も補助するとしている。

精神的な支援では、犯罪被害のサポートに詳しい弁護士や臨床心理士ら専門家の相談体制も設ける。また、啓発の一環として、犯罪被害者への理解を深める研修を市民や教師、市職員らを対象に実施し、中学校などの授業に取り上げることにも計画している。

【駒崎秀樹】

## 犯罪賠償市が立て替え

### 明石被害者支援条例改正案

兵庫県明石市は25日、殺人事件などの加害者が被害者側に損害賠償金を支払えない場合、300万円を上限に立て替える制度を盛り込んだ、市犯罪被害者支援条例の改正案を発表した。

28日開会の12月議会に提案する。市によると、同制度がある条例は全国初といい、来年4月の施行を目指す。改正案では、立て替え制度は、犯罪に遭って死亡、もしくは働けないほどの大けがを負った市民が対象。

損害賠償額の確定後、市は遺族や被害者から権利の譲渡を受け、「立て替え支援金」として300万円を上限に遺族らに支払う。一方、加害者側に対し、市は支払った同額を請求する。

同制度のほか、犯罪を受けて転居した場合の費用や、被害者や遺族が裁判に出席する際の交通費の補助なども新たに盛り込んでいる。

同条例は2011年4月に施行され、被害者への支

援金(最高30万円)支給などを規定。だが、民事訴訟で賠償額が確定しても加害者から支払われないケースも多く、市は今春から、専門家の意見を聞くなどして見直しを進めていた。

# 犯罪被害者支援条例

## 市、12月議会に改正案

### 未払い賠償金立て替え

市は25日、犯罪の加

害者から被害者側への損害賠償金の支払いが滞った場合に、市が300万円を上限に立て替えることなどを盛り込んだ「市犯罪被害者等支援条例」の改正案を12月市会定例会に提出する方針を明らかにした。

制度の対象は、殺人事件の被害者の遺族と、犯罪で重度の障害を負い、働けなくなった被害者。いずれも加害者が不明の場合は対象とならない。約1年間の最低限度の生活費に相当する額として、300万円を上限と定

めた。

加害者が、裁判などで確定した損害賠償金を支払わない場合、遺族や被害者が請求権の一部を市に譲渡し、市が立て替え金を支払う。

加害者に資力がないため賠償金が支払われない事例があることに對し、市は「回収不能の」リスクはあるかもしれないが、全く回収できないとは思っていない。被害者支援という趣旨を踏まえれば、市民の理解は得られると考えている」と話している。

同条例の改正案では

このほか、周囲のうわさや報道などで2次的な被害を受けた人も支援対象とすることを規定。早い段階で弁護士や臨床心理士らに相談

できる体制の整備を目指す。

また自宅で被害に遭うなどして転居を余儀なくされた被害者らの転居費用▽家族らの世

話をしていた被害者が体調を崩した場合などに必要な介護や一時保育の費用への助成なども盛り込んだ。市は来年4月からの施行を目指す。

同条例は2011年4月に施行され、犯罪被害者への支援金(最高30万円)の支給などを定めている。

(新聞真理)



# 犯罪被害者支援条例改正案

## 市、「国と協議」強調

委員会可決

### 市会審議から

犯罪の加害者から被害者側への損害賠償金の支払いが滞った場合に、市が300万円を上限に立て替えることなどを盛り込んだ「市犯罪被害者等支援条例」の改正案が13日、市会総務委員会で賛成多数で可決された。20日の本会議で可決されれば、来年4月から施行される。

当する額として、300万円を上限と定められた。

同委員会では、国の犯罪被害者等給付金との関係をめくって市議が質問。給付金は被害者が労災保険や損害賠償を受けた場合の減額を定めているため、「市の立て替え金を受け取ると、減額や返還を求められないか」とただ

加害者に資力がないため賠償金が支払われない事例があることに対しては、市は「しっかりと

かり回収できる仕組みをつくる」と述べた。改正案は、遺族や被害者が損害賠償請求権の一部を市に譲渡し、市が立て替え金を支払う仕組みのため、加害者が不明の場合は対象とならない。委員会で

はこの点をめぐり「公正であるべき行政が、被害者に格差を持ち込むようなことをすべきでない」と撤回を求める意見が出されたが、市は当面、変更しない方針を示した。  
(新聞真理)

市は「国や県と協議し、調整を図っている。立て替え金は支援金的性格があり(国の想定には)当たらない」と答弁、被害者に不利益は生じないとの見解を示した。

制度の対象は、殺人事件の被害者の遺族と、犯罪で重度の障害を負い、働けなくなった被害者。約1年間の最低限度の生活費に相

犯罪被害者支援

# 300万円賠償立て替え

## 明石市会条例改正 全国初、来春施行へ

殺人事件などの加害者が損害賠償金を被害者側に支払わない場合、明石市が300万円を上限に立て替える制度などを設ける「明石市犯罪被害者等支援条例」の改正案が20日、同市会本会議で賛成多数で可決された。来年4月から施行される。

(新聞真理)

対象となるのは、殺人事件などの遺族と犯罪で被害を受けた被害者。市は、1年間の最低限度の生活費に相当する額として、300万円を上限と定めた。市によると、こうした条項は全国初という。この制度は、加害者が裁判などで確定した

宅で被害に遭うなどして転居を余儀なくされた被害者らの転居費用や、介護や一時保育の費用への助成なども盛り込まれた。

賠償金を支払わないケースを想定。遺族や被害者が請求権の一部を市に譲渡し、市が立て替え金を払う仕組みで、加害者が不明の場合には対象とならない。市会の議論では、市の立て替えにより、国から犯罪被害者に支給される給付金(最大4

千円)が減額されないかといった指摘があったが、市は「国とは調整済みと認識している」とした。また、立て替え金が回収不能となるリスクなども指摘されたが、修正案が可決された。今回の改正では、自

# 犯罪賠償市が立て替え

## 明石市 300万円上限被害者支援

兵庫県の明石市議会は20

日、犯罪被害者が加害者から損害賠償金を受け取れない場合、300万円を上限に市が立て替える条例改正案を賛成多数で可決した。地方自治体がこうした制度を導入するのは全国で初めてという。来年4月1日から施行される。

条例は「犯罪被害者等支援条例」。改正案は、被害者側が裁判などを通じて損害賠償請求権を得ても、加害者側に資力がない場合を想定。市が請求権を引き継ぎ、「立て替え支援金」として300万円を上限に支給するとしている。対象は被害者の遺族▽重度の障害を負って働けなくなった被害者——に限定

する。

市の立て替え分を加害者側が支払えないケースも考えられるが、弁護士でもある泉房穂市長は「不動産を持つていたり、親から相続したりする場合もある。税金なので回収にしっかりと努めていく」としている。

2004年に成立した犯罪被害者等基本法は、被害者支援を「国や自治体、国民の責務」と定め、犯罪被害給付制度を設けている。一方で、支給されるまでの被害者の経済的負担が課題となっていた。見舞金の支

払いや貸し付けをする自治体もあるが、金額は数十万円程度。11年にできた明石市の条例も支援金は最高30万円としていた。

今回の改正案では、被害者が弁護士や臨床心理士と相談できるようにしたり、裁判に出るための費用を補助したりすることも定めている。また、うわさや報道で精神的苦痛やプライバシーの侵害などをうけたケースも想定。被害者が二次的な被害を受けないよう、十分配慮することを求める条文を加えた。

# 犯罪賠償金立て替え

## 明石市支援条例 上限300万円

殺人事件など重大犯罪の加害者から被害者側への損害賠償金の支払いが滞った場合に、兵庫県明石市が300万円を上限に立て替える新制度を盛り込んだ市犯罪被害者支援条例の改正案が20日、同市議会本会議で可決された。市によると、

同様の制度を導入する自治体は全国初といい、来年4月の施行を目指す。

新制度の対象は、犯罪に巻き込まれて死亡したり重い後遺症が出たりしたケースで、加害者が不明の場合には対象外。損害賠償額の確定後、被害者側が希望すれ

ば、市が請求権の譲渡を受け、給付金として立て替えて支払う。

市は同額を加害者側に請求する。

現行の条例では、犯罪被害者側に限らず30万円の支援

金の支給などを規定。賠償額が確定しても財力などの問題で加害者側から支払いが滞る場合があり、市はさらに支援が必要として、4月から見直しを進めていた。

## 犯罪被害者への 賠償金立て替え

明石市が条例改正

兵庫県明石市議会は20日、犯罪被害者に加害者から賠償金が支払われないうち、300万円を上限に立て替える制度を新設する市犯罪被害者支援改正条例を可決した。来年4月の施行を目指す。

改正条例は、殺人事件の遺族と、犯罪で重度の障害を負った被害者が対象。加害者が不明の場合には対象外となる。加害者が民事裁判などで賠償額が確定しても支払わない場合、遺族や被害者が請求権の一部を市に譲渡し、市が立て替える。

また自宅で被害に遭うなどして転居を余儀なくされた被害者らの引っ越し費用を補助する規定も追加した。

# 明石犯罪賠償立て替え条例 「全国標準にして」

明石市議会が20日、殺人事件などの加害者が被害者側へ賠償金を支払わない場合、300万円を上限に市が立て替える制度などを設けた条例改正案を可決した。

神戸児童殺傷事件(1997年)で次男の淳君(当



時11)を失った土師守さん(57)ら、改正案の作成に有識者として携わった全国犯罪被害者の会(あすの会)メンバー4人が同市役所で会見し、「全国に制度を広げてほしい」と訴えた。

土師さんは「被害者にとって、心の傷が完全になくなることはない」と述べた上で、「賠償判決が出て、実際に加害者側から支払われる例はごくわずか。生活を立て直す糧となる制度です」と評価した。

明石駅前で起きた殺傷事件(96年)で長男(当時24)を亡くした曾我部とし

「私たちは一生、遺族であり被害者なのです。時間を重ねるとに経済面の問題は重く、家族の心労も絶えない」と語る犯罪被害者の方々。明石市中崎1丁目の明石市役所

子さん(67)は「賠償金を払わぬ加害者に対し、だれも取り立ててくれないのが現状」と述べた。条例改正によって、市が被害者側から立て替え分の賠償請求権を引き継ぎ、加害者側に支払いを求めることになる。「千円ずつでも返して欲しい。それが、被害者の社会復帰にもつながりま

す」  
97年に長男(当時15)が少年10人から暴行を受け亡くなった稲美町の高松由美子さん(59)は、「(被害者側への)介護派遣などきめ細かな支援も改正で入った」と指摘した。  
一方で、95年に妻が刺され重い後遺症が残った大阪市の林良平さん(60)は複雑

な思いを抱く。あすの会の代表幹事代行を務める林さんは「被害者の救済を唱える人は多い。でも、実現するため動く人は少なく、被害者自身が動くしかなかつた。国会議員や行政にもっと動いてほしい」と注文し、「明石市の先駆例を全国標準としてほしい」と要望した。

# 賠償金立て替え制度成立

## 明石、来春から 犯罪被害者遺族ら歓迎



「全国の他の自治体も追随してほしい」と語る土師さん(右から2人目)らあすの会のメンバー(明石市役所で)

で、施行は来年4月。犯罪被害者の遺族らは「全国に広がってほしい」と歓迎している。

立て替え制度の対象は、犯罪に遭って死亡したり、働けないほどの大けがを負ったりした市民とその遺族。加害者が損害賠償金を支払わない場合、賠償額確定後に遺族や被害者の損害賠償権を市に譲渡してもらった上で「立て替え支援金」を支払う。上限は300万円。

改正条例には、このほか、被害者への介護ヘルパー派遣や、犯罪を受けた後に転居した場合の費用補助なども盛り込まれた。

この日、1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件の遺族・土師守さん(57)ら、同制度の導入を要望し

てきた全国犯罪被害者の会(あすの会)のメンバー4人が市役所で記者会見。

土師さんは「5000万円、1億円の支払いを命じる判決が出て、加害者から実際に支払われるケースはほとんどない。300万円でも被害者や遺族にとっては精神的にも生活の上でも大きな支援になる」と評価し、あすの会代表幹事代行の林良平さん(60)は「この改正条例が、全国の自治体の標準になることを望んでいる」と話した。

明石市議会は20日、殺人事件などの加害者が、被害者や遺族に損害賠償金を支払わない場合、市が立て替える制度を盛り込んだ、市犯罪被害者支援条例の改正案を賛成多数で原案通り可決した。全国初の取り組み

# 犯罪被害者支援条例改正案を可決

## 損害金を立て替え

### 明石市、自治体で全国初



可決した条例改正案について感想を述べる被害者団体のメンバー＝明石市役所で

した全国犯罪被害者の会(あすの会)代表幹事代行、林良平さん(60)は「こうした条例が全国の標準になることを強く望む」と期待した。同会副代表幹事で、神戸連続児童殺傷事件で次男を亡くした土師守さん(57)も「立て替え金以外でも着実に進んだ条例」と評価した。【駒崎秀樹】

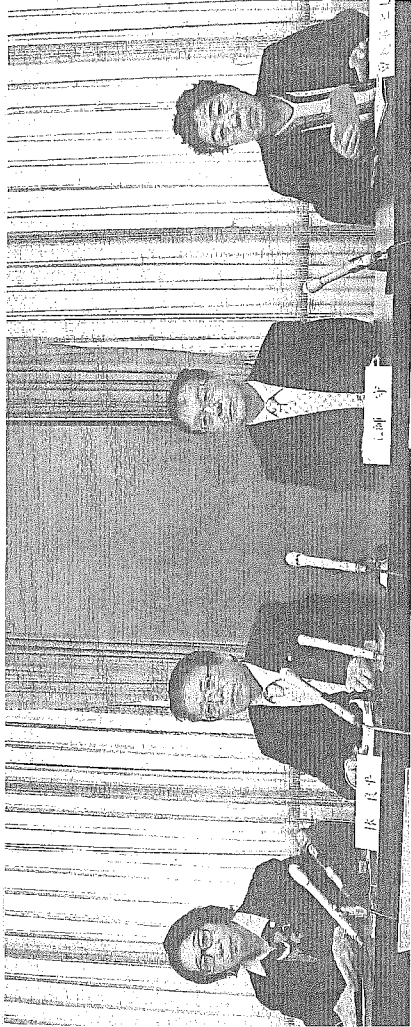
明石市議会は20日、犯罪被害者やその遺族を支援する条例の改正案を、賛成多数で可決した。加害者が支払うべき損害賠償金を支援金として立て替え払いできることなどを盛り込んでおり、来年4月1日に施行する。市によると、自治体の立て替え金制度は全国で初という。

例を改正した。故意の犯罪で被害者が死亡したり重度の障害を負った場合、訴訟などで確定した賠償金のうち上限300万円までを市が立て替え払いできる。立て替えた金は市が加害者に請求。また、介護や一時保育などの費用も補助する。条例改正で市は、被害者支援団体など意見交換を続けてきた。可決後に市役所で会見

被害者らに30万円まで支給できる現行の条



明石市の犯罪被害者支援条例改正を受け、照いを語る土師守さん(右から番目)ら4市役所



市犯罪被害者支援条例改正

# 「生活再建の糧に」

「明石市犯罪被害者支援条例」の改正案が20日、市会本会議で賛成多数で可決され、犯罪被害者らへの賠償金が未払いの場合、市が300万円を上限に立て替える制度が新設された。支援策の拡充などを求めてきた「全国犯罪被害者の会(あまの会)」代表幹事代行の林良平さん(60)ら4人が同日、市役所で記者会見し、「この制度が広がり、全国標準になってほしい」と話した。

(新聞取材)

## 被害者ら会見 賠償金立て替え評価

4人は今回の条例改正に当たって市が設けた意見交換会のメンバーでもあり、改正を歓迎。1997年の神戸連続児童殺傷事件で次男の淳君(当時11)を亡くし、現在はあすの会副代表幹事などを務める土師守さん(51)は「判決などで高額な賠償金が示されても、実際に受け取れる人はごくわずか。300万円でも、被害者が生活を立て直す糧になる」と評価した。

被害者らは、事件後に経験した経済的な苦境にも触れ、今回の改正で転居や介護、一時

保育などに掛かる費用への助成が創設されたことを「養育改善」とした。

泉長郷市長も市会副会後に発言。「国がやっつけていなくても、困った時に助け合えるシステムを議会や市民と相談しながらつくり上げていくように、市民に近い自治体の意識がある。一歩を刻めた」と述べ、来年度当初予算に関連費用を計上する方針を明らかにした。

Ⓛ 明石市犯罪被害者支援条例 裁判などで確定した賠償金が被害者らに払われない場合、市が300万円を上限に立て替える制度が今回の改正で新設され、来年4月に施行される。殺人事件の

遺族と、犯罪で重傷被害を受けた被害者が対象。遺族らが損害賠償請求権の一部を手にとる仕組みで、加害者が不明の場合は対象外。市民であれば国庫は不問。

記者会見に臨む「全国犯罪被害者の会(あすの会)」のメンバーら  
—明石市



## 明石市 犯罪被害者支援条例の改正案 「全国標準になってほしい」

### 「あすの会」会見

「明石の条例が全国の標準になってほしい」。明石市議会などで20日、可決された市犯罪被害者支援条例の改正案。犯罪被害者の新たな経済支援制度を盛り込んだもので、制度の実現を求めてきた遺族らからは、喜びとともに他の自治体での導入を求める声が上がった。

新制度は、犯罪に巻き込まれて死亡したり重い後遺症が出たりしたケースが対象。損害賠償額の確定後、加害者から支払いが滞った場合、市が被害者側から賠償金の請求権を譲り受け、300万円を上限に給付金として支払い、同額を加害者側に請求する—という内容。

「全国犯罪被害者の会(あすの会)」の林良平代表幹事代行(60)ら4人がこの日、同市役所で記者会見。林代表代行は「被害者側の経済的な補償制度の必要性を訴える声は多かったが、実現されなかった。改正条例が全国の標準になることを強く望む」と歓迎した。

制度ができてとてもらうし—と喜んだ。

また、神戸連続児童殺傷事件で次男(当時11)を亡くした土師守さん(57)は、「加害者から被害者に賠償金が支払われるケースはほとんどない」と指摘し、「全国の自治体もこれに追随してほしい」と述べた。

同市在住で、通り魔事件で長男(当時24)を亡くした曾我部とし子さん(67)は「やっとここまでできた。明石から全国に先駆けた新

平成26年(2014年)1月17日(金曜日)

犯罪被害

## 市が賠償立替え

### 全国初の条例が成立

明石市

犯罪の加害者から被害者側への損害賠償金支払いが滞った場合に、市が立て替える制度を盛り込んだ条例がこのほど、兵庫県明石市議会でも可決・成立した。市によると、賠償金の立て替

え制度は全国初という。同市で起きた殺人事件の遺族や犯罪被害者支援団体が、支援制度の条例化を市に要望していた。支援団体によると、裁判で勝訴しても賠償金が支払われるケースは少なく、国の給付金制度も不十分なため、生計を立てるのが困難な遺族や被害者が多くいるという。対象となるのは、殺人事件などの遺族や重度の障害が残る被害者で、加害者に対する賠償命令が確定した

り和解が成立したりした同市在住の人。

市が請求権の一部を譲り受ける形で被害者側に現金を支払い、加害者から取り立てる。一年間の最低限度の生活費に相当する額として、三〇〇万円を上限とした。

神戸市須磨区で一九九七年に起きた連続児童殺傷事件で殺害された土師淳君(当時11歳)の父守さん(57歳)は同日記者会見し、「犯罪被害者にとって、一歩進んだ条例。これが全国に広がることを期待したい」と話した。

# 被害者支援 ニュース

認定特定非営利活動法人  
全国被害者支援ネットワーク

## 第13号

- 巻頭言 …… 途切れることのない被害者支援のために 1
- 特集 …… 地方自治体の犯罪被害者支援条例に期待する 2
- センター紹介… (公)いわて被害者支援センター 5
- 寄稿 …… 犯罪被害者への法的支援の充実をめざして 6
- 用語解説 …… 被害者参加旅費等支給制度 7
- アニュアルレポート発行について 8
- 編集後記 8

認定特定非営利活動法人  
全国被害者支援ネットワーク  
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10  
東京外国語大学本郷サテライト 6階  
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317  
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

## 特集 地方自治体の犯罪被害者支援条例に期待する ～その現状と課題～ 川本哲郎 同志社大学法学部教授に聞く



聞き手・認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク  
広報組織委員会委員 ● 寺島 晃

川本 哲郎 (かわもと・てつろう) 氏

1950年京都市生まれ。専門は刑事法。交通犯罪、精神障害者犯罪の研究、被害者調査などとともに、犯罪被害者の支援にも携わる。日本被害者学会理事、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事・運営委員長。

犯罪被害者等基本法が成立10年目を迎えた。基本法に基づく政府の「犯罪被害者等基本計画」も第2次計画の仕上げ段階に入る。さまざまな施策が展開されているが、犯罪被害者や家族・遺族らの方々(犯罪被害者等)が基本法の理念にある「個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される」状態には、まだまだ遠い。そうしたなか、全国の地方自治体では、基本法を受け、犯罪被害者等の支援をうたった条例を制定する動きが広がりつつある。生活に身近な自治体での支援条例には、どんな効果が見込めるか? 今後の課題は? 実情に詳しい川本教授にうかがった。

一内閣府が発行している『平成25年版犯罪被害者白書』や資料によると、犯罪被害者等への支援

条例は47都道府県のうち23府県、20政令指定都市のうち8市、1722市区町村のうち322市区町村で制定している(平成25年4月1日現在)といます。この現状をどのように受けとめておられますか?

条例を制定した地方公共団体が増えてきたのはうれしいが、地域によるバラつきが激しいことは問題だ。例えば岡山県や秋田県は県内の全市町村が制定しているが、隣県の市町村ではゼロ。近畿でも京都府内は20、滋賀が15、兵庫は14市町村で制定しているのに対し、大阪府内はわずか5、奈良県と和歌山県はゼロといった具合だ。このバラつきは人口規模や都市化が要因ではなく、自治体の首長や議会が被害者の問題にどれほど関心や認識をもっているか、その違いの表れではないだろうか。これだけのバラつきは決して好ましいことではない。

## 身近な条例は 被害者の「拠り所」

一支援条例には、どんな効果が期待できますか？  
基本法をモデルに条例を制定すると、その自治体には被害者支援にあたる体制ができ、担当する職員も置かれる。それによって被害者支援への認識が高まり、動きも一気に広がることが見込める。実際、京都の例でみると、通学路に無免許少年の暴走車が突っ込んで小学生らに多くの死傷者を出した亀岡市や花火会場での爆発で多数の死傷者が出た福知山市では、いずれもすでに条例を制定していたため、市当局・職員が被害者らの支援に積極的に対応できた。被害者・住民にとって最も身近な行政である市町村で支援条例ができることは、職員や議員の意識向上をもたらし、被害者にとって有用な具体的、きめ細かな対応が生まれると期待できる。ある被害者の方は『条例



ができることで被害者にとっての拠り所ができる』とっておられたが、その意味でも、全国すべての市町村に中身の濃い条例ができることが望まれる。

すでに制定された条例には、どんな特徴がみられますか？

市町村がつくった条例には、基本法をモデルにしながらも、その地域、市町村の特色を生かした項目がみられる。これも京都市の例だが、観光都市だけあって旅行者が被害にあった場合の支援をうたっているほか、大学の街でもあることから、支援に大学との連携を掲げている。他の自治体でも、犯罪や被害の実情や地域のかかわりなどを踏まえた条例を志向することで、被害者支援に実効性が高まる。同時に被害を未然に防ぐ活動にもつながるだろう。

## 国の支援策に 先駆ける自治体も

中には、国の施策を先取りするような条例も生まれている。その一つが兵庫県明石市のケースで、この4月1日から改正支援条例が施行される。ここでは、犯罪被害者側が加害者から損害賠償金を受け取れない場合に、300万円を上限に市が立て替えて被害者側に支給する、という全国初の制度が新設される。裁判に勝ったり、和解が成立したりしても、実際には加害者からお金が支払われず、泣く泣く苦しい生活を強いられる被害者らが多い実情を踏まえた制度で、被害者の要望に沿っている。自治体は国より小回りが利くた

## 改正「明石市犯罪被害者等支援条例」(平成26年4月1日施行)

主な改正点は①立替支援金制度の創設②「二次的被害」の被害者を支援対象に位置づけ③日常生活支援の拡大など。

①は、被害者等が確定判決や和解で損害賠償金の権利を得ても加害者側から支払われない場合に、市が請求権の譲渡を受け、立替支援金として300万円を上限に被害者側に支給する。被害者・遺族らが長年にわたって強く要望していた施策で、全国で初めて制度化した。支給対象者は被害者の遺族か、死亡に匹敵する重度の障害を負って働けなくなった被害者に限定した。

②は、条例が適用される支援対象をうわさや中傷、マスコミの報道などによる「二次的被害」の被害者にも拡大した。合わせて基本理念や市民等の責務の中に二次的被害の発生防止をうたっている。

③は、これまでの支援条例(平成23年4月1日施行)でも、家事を支援するホームヘルパーの派遣や家賃の補助を規定していたが、改正条例は一層きめ細かい配慮を盛り込んだ。例えば、家事に加え介護のヘルパー派遣や、被害者等が各種手続きに出かける際などの一時保育に要する費用の補助、転居費の補助など。刑事事件の手続きに参加する支援の拡大として、公判期日に出席する場合の旅費等の補助もある。法務省の「被害者参加旅費等支給制度」(7ページ、用語解説参照)では認められない「傍聴」の場合も支給対象とする方針という。

め、まず自治体で先進的な条例ができ、次第に広まった後ようやく国の法律ができるという例は少ないが、明石市の改正条例も国の被害者支援をリードするものと位置づけられる。こうした被害者の厳しい現実をきちんと受け止め、その切実な願いをかなえようとする工夫や実践を行えば、多くの市町村に波及し、国全体の施策へとつながっていく。

—制定された支援条例の物足りないところは、いかがですか？

ひとつは、各市町村条例で被害者に見舞金や支援金の支給をうたっているが、遺族には30万円、傷害を負った人には10万円が限度という形がほとんどで、横並び状態だ。国の犯罪被害者給付金制度は給付までに時間がかかり、被害発生直後から経済的に苦しむ被害者が多いことを考慮すれば、自治体にはもっと頑張ってもらいたい。

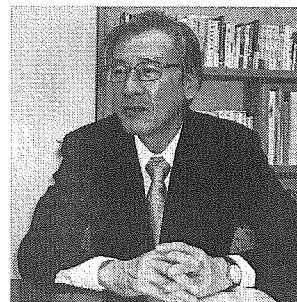
過失犯による被害は条例の対象外であることも問題だ。過失犯は交通事故に多く、保険があるから……といわれるが、近年、福知山の花火会場事故をはじめ、過失による大事故で被害に遭うケースが増えている実情をみると、こうした被害者にも対応できる条例が必要だ。一方、当該都道府県や市町村以外での被害や、被害者がその自治体の住民でないケースが条例の対象外という制約もある。自治体条例に限界があるにしても、その隙間や穴を埋め、全国どこでも被害者が同じように支援を受けることができるようにする運用や対応が課題になる。

### 支援センターが積極的に後押しを

—支援センターにとって、条例の有無はどう影響しますか？

条例ができることで行政当局・職員の被害者支援への意識が高まれば、支援センターの活動にも理解が深まり、連携する必要性が認識されるはずだ。そこから支援センターへの財政支援が生まれ、逆にセンターが職員研修など自治体や議会の質の向上に寄与したりして、相乗効果が見込める。他方、条例ができていない自治体に対しては、支援センターが条例づくりを積極的に

働き掛ける。その過程で情報提供や研修など自治体のお手伝いもでき、条例制定後の連携がスムーズに進むだろう。—各支援センターの役割が大きいわけですね。



その通りで、まずセンターの立地する都道府県とその市町村の条例制定状況を把握し、他府県市町村と比べてほしい。私は昨夏の近畿ブロック研修会で近畿各府県自治体の条例化のバラつきを問題提起したが、そんな思いからだ。さらに、条例の中身もしっかり比較し、気になる条例についてはその自治体のある都道府県の支援センターに問い合わせれば、双方のセンターが情報を共有でき、改善への取り組みにつながる。

また、10年、20年後を展望すると、各都道府県にある支援センターの拠点が1か所だけでは足りない。各市町村に支援条例が行きわたれば、支援センターも都道府県内の地域ごとに支部などの拠点が必要になる。もちろん、人材や経費の問題があるが、被害者の方々が安心して支援を受け、再び平穏な暮らしに戻れるようにするためには、民間支援団体である支援センターと自治体が協力し、地域に根差した支援をしっかりと行う態勢づくりが欠かせない。

—全国被害者支援ネットワークの役割はいかがですか？

ネットワークは、全国の情報をも各センターや自治体に提供する機能を求められており、支援条例についても情報収集とその提供が重要だ。単に伝えるだけでなく、条例の作り方のノウハウやプロセスについて紹介したり、各地の条例を比較検討・分析して、よりよいものに誘導したりする役割もある。条例をてこに自治体間、地域間のいい意味での競争が強まれば、地域の被害者支援力の向上が見込め、ひいては国全体のレベルアップにつながる、と期待している。

—ありがとうございました。



平成 26 年 4 月 1 日

